

福井地方裁判所本庁・敦賀支部の売却スケジュールでは、

令和2年6月の入札開始分から制度が変わりました

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合で、その者が暴力団員等のときは、買受人となれません。

令和2年6月の入札開始分から、入札時に入札書ごとに
下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 7 日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 0 月 2 4 日から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 1 月 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 福井地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 1 1 月 2 6 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 福井地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 1 月 6 日から 令和 7 年 1 1 月 7 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 裁判所の預金口座に所定の金額を振り込んだ旨の保管金受け入れ手続添付書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

☆1 所 在 福井市徳光町31字摺鉢
地 番 37番1
地 目 田
地 積 800平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月11日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

農事組合法人とくみつが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けている。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- (1) 土地改良事業で賦課金の徴収が予定されている。
- (2) 隣地(地番36番1、38番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 所 在 | 福井市徳光町31字摺鉢 |
| | 地 番 | 37番1 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 800平方メートル |



令和6年(ケ)第64号
令和7年 1月29日受理
令和7年 5月30日提出

現況調査報告書

(物件1)

福井地方裁判所

執行官 富田耕次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 福井市徳光町31字摺鉢
地 番 37番1
地 目 田
地 積 800平方メートル
所有者 亡A相続財産

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施) 福井市徳光町第31号37番地1	
土地	物件1	
現況地目	☐ 宅地(物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 学校用地(物件) ☐ 雑種地(物件) ☐ 山林(物件) ☐ 県道(物件) ☒ 田(物件1)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(農事組合法人とくみつ) ☐ 上記の者が、通行路、建物敷地として本土地を占有している。 ☒ 上記の者が、本土地を、田として占有している。 ☐ 上記の者が、本土地を、更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 福井地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用(単独))

占有者及び占有権原 (物件1関係)		
占有範囲	☒ 全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ☒ 農事組合法人とくみつ	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 田 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
■関係人(■A(債務者) ☐ ())の陳述/■提示文書(Dの回答書)の要旨		
占有権原	☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐ 無権原	
占有開始時期	平成30年1月1日	
最初の契約等	契約日	不明
	期間	平成30年1月1日から■令和9年12月31日まで10年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成30年1月1日から■令和9年12月31日まで10年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者()
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者()
賃料・支払時期等	毎金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他	福井市農業委員会からの「農地等の現況にかかる照会に対する回答書」には農業経営基盤強化促進法による賃貸借と記載されている。	
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■徳光用水土地改良区担当者	1 私は徳光用水土地改良区の担当者です。本件土地の用水費に係る賦課金は10アール当たり2154.3円で1円以下は切り捨てです。 2 賦課金は本件土地の耕作者である農事組合法人とくみつから支払われており滞納はありません。 (令和7年3月17日聴取)
■B (亡Aの息子)	1 本件土地は近隣の土地と1枚の田として利用されていますから境界は分からなくなっています。耕作者は農事組合法人とくみつです。 2 農事組合法人とくみつから地代の支払いは無く、ふくい農林水産支援センターから入金がありましたが金額は忘れました。 (令和7年4月7日聴取)
■D (足羽南部第二土地改良区理事長)	1 私は足羽南部第二土地改良区の理事長です。本件土地の用地に係る賦課金は10アール当たり500円です。 2 賦課金は本件土地の耕作者である農事組合法人とくみつから支払われており滞納はありません。 (照会に対する回答書の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、別紙土地見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件は近隣の田と一体利用されており、境界は不明である。

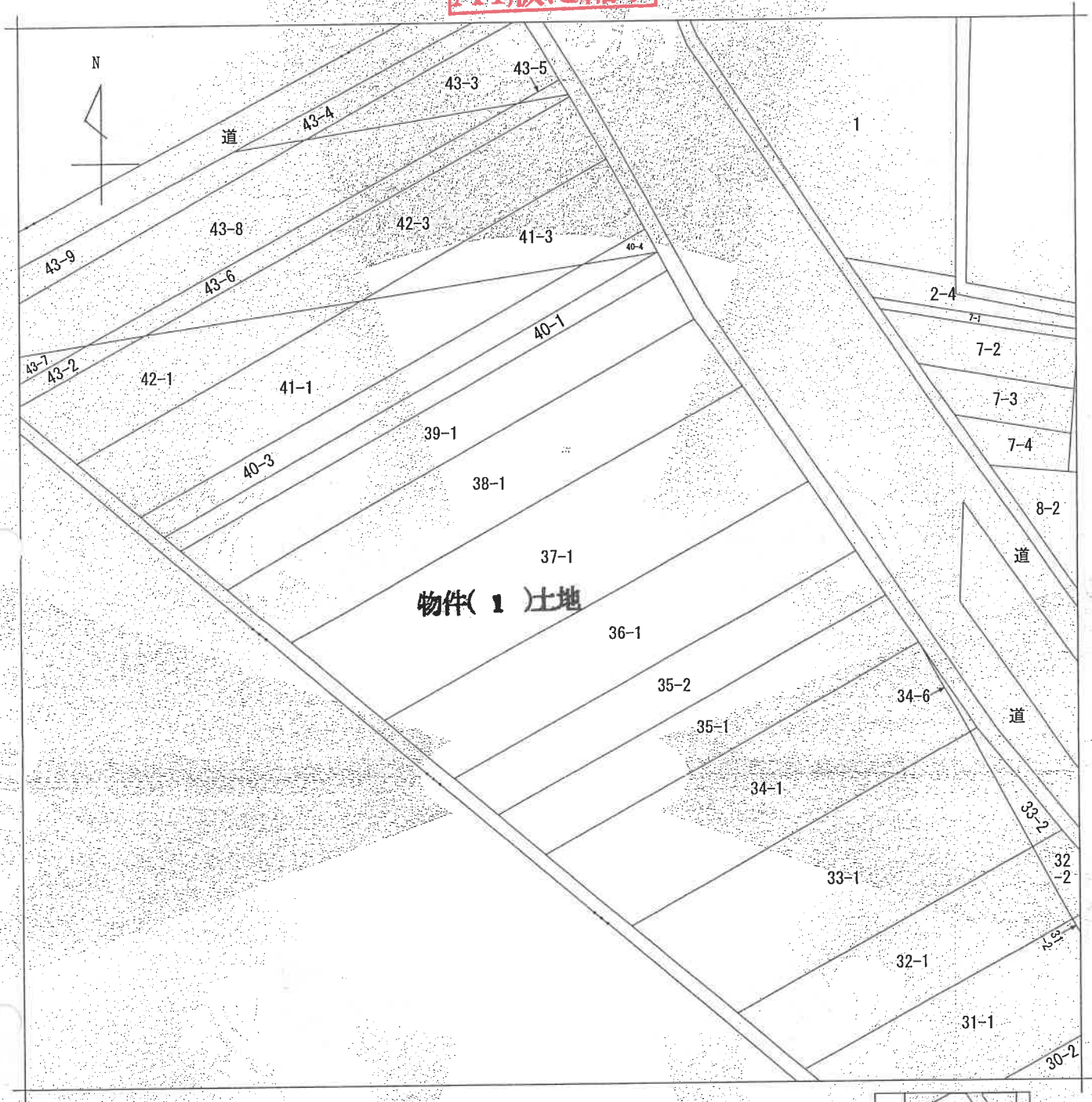
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月4日(火) 14:30-14:40 (全物件)	福井地方法務局	公簿、公図、地積測量図、建物図面等の閲覧及び交付請求等
令和7年2月4日(火) 16:45-16:50	物件所在地	現況調査 写真撮影 占有関係の調査
令和7年3月17日(月) 10:45-11:05 (物件1、4~7)	徳光用水土地改良区	用水費の調査
令和7年4月7日(月) 16:30-16:35 (物件1、8~10)	物件24建物付近	Bから聴取
令和7年4月7日(月) 16:35-16:40 (物件1、4~7)	足羽南部第二土地改良区	照会書を理事長の妻に手交
令和7年4月15日(火) 10:20-10:40	物件所在地	現況調査 写真撮影 占有関係の調査 評価人と同行
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐令和 年 月 日 物件 建物は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐令和 年 月 日 物件 建物は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて同建物内に立ち入った。 ☐令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐令和 年 月 日 物件 建物 階 量室は、病人が在室していたので、立入調査を控えた。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4版に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	福井市徳光町 3・1 字摺鉢				地 番	37番1		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和42年12月1日				備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月4日
福井地方務局
登記官

請求番号：19-1
(1/1)

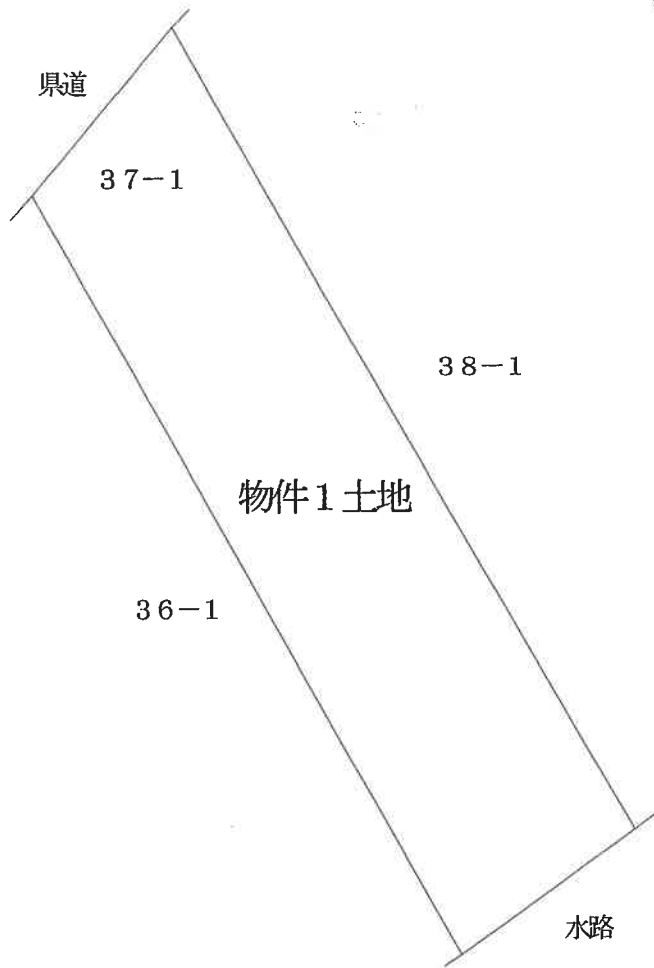
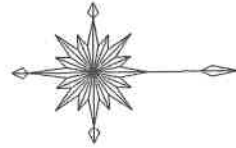
(7 枚目)



公用

土地見取図

②



①

③

←○ 写真、撮影位置、方向

写真番号 1

本件競売物件の全景を撮影



本件競売物件が含まれる1枚の田

写真番号 2

本件競売物件の全景を撮影



本件競売物件が含まれる1枚の田

写真番号 3

本件競売物件の全景を撮影



本件競売物件付近

令和 6 年 (ケ) 第 64 号
令和 7 年 4 月 15 日 現地調査
令和 7 年 6 月 9 日 評価

福井地方裁判所 御中

評 価 書

(物件1)

評価人 不動産鑑定士

奥田 茂

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件1(土地)	金 550,000 円

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	福井市徳光町31字摺鉢 37番1 田 800㎡	左記に同じ。
番 号	特 記 事 項		
1	農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定がある(期間は平成30年1月1日～令和9年12月31日)。		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	ハピラインふくい線「福井」駅より 南東方 約 7.7 km (道路距離) ※ 距離的に最も近い駅はJR越美北線「足羽」駅で道路距離にて約2.7km。
付 近 の 状 況	対象近隣地域は福井市の南東部郊外にあたり、江端川左岸付近に土地改良済の平坦な田地が認められる農地地域である。
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分 市街化調整区域 用 途 地 域 指定なし 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 農 振 法 の 規 制 農業振興地域内(農用地区域内) そ の 他 の 規 制 周知の埋蔵文化財包蔵地「徳光大島遺跡」
画 地 条 件 (規 模 ・ 形 状 等)	規 模 800 m²(公簿) 形 状 ほぼ長方形 (間口約14m、奥行約59m) 高 低 差 南西側接面道路より約0.9m低い そ の 他 昭和43年11月13日土地改良法による換地処分
自 然 的 条 件	地 勢 平坦 日 照 普通 水 量 通常(用水路あり) 土 壌 の 肥 沃 度 普通 耕 作 の 難 易 普通
接 面 道 路 の 状 況	南西側で巾員約6m舗装主要地方道に接している。
土 地 の 利 用 状 況 及 び 隣 地 の 状 況	第三者(農事組合法人)が農業経営基盤強化促進法による賃借権に基づき水田として耕作し、占有している(詳細については現況調査報告書記載のとおり)。 隣接地は南東及び北西側が農地(田)、南西側が主要地方道を介して農地(田)、北東側が水路等を介して河川である。

特 記 事 項	・登記簿及び古地図等により確認したところ、旧来から農地（田）であったものと推定され、土壌汚染の存する可能性は低いものと思料する。 ・物件1は近隣の土地と一体的に耕作されているため、境界は判然としない。 ・物件1には徳光用水土地改良区及び足羽南部第二土地改良区による賦課金がかかっている。なお、いずれの土地改良区においても滞納はない（詳細は現況調査報告書記載のとおり）。
---------	--

第5 評価額算出の過程

当該地域の地価水準を考量し、対象近隣地域に於ける標準的画地の標準価格を査定し、次に物件1の個別的価格形成要因を分析した結果、下記のとおり査定した。

物件 番号	標準価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売 市場 修正	その他 の控除	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア×イ×ウ×エ ×オ×カ×キ
1	2,000	0.95	800	1.0	0.6	0.6	1.00	550,000

(万円未満四捨五入)

ア 標準価格：周辺及び同一需給圏内の類似地域に存する取引事例等を参考に収益性を考慮して査定した(規準とするのに適切な公示地等なし)。

イ 個別格差：規模 0.95

ウ 地 積：登記数量による

エ 占有減価修正：対抗力のない農地の賃借権であり、特段の減価を要しないものと判定。

オ 市場性修正：農地であり市場滞留期間が長期にわたることが一般的であること及び買受適格証明書の交付を要し取得可能者が限定されること等による市場性の減退を考慮。

カ 競売市場修正：競売手続の特殊性及び売却条件に伴う競売固有の減価を考慮。

キ その他の控除：特になし

第6 附属資料

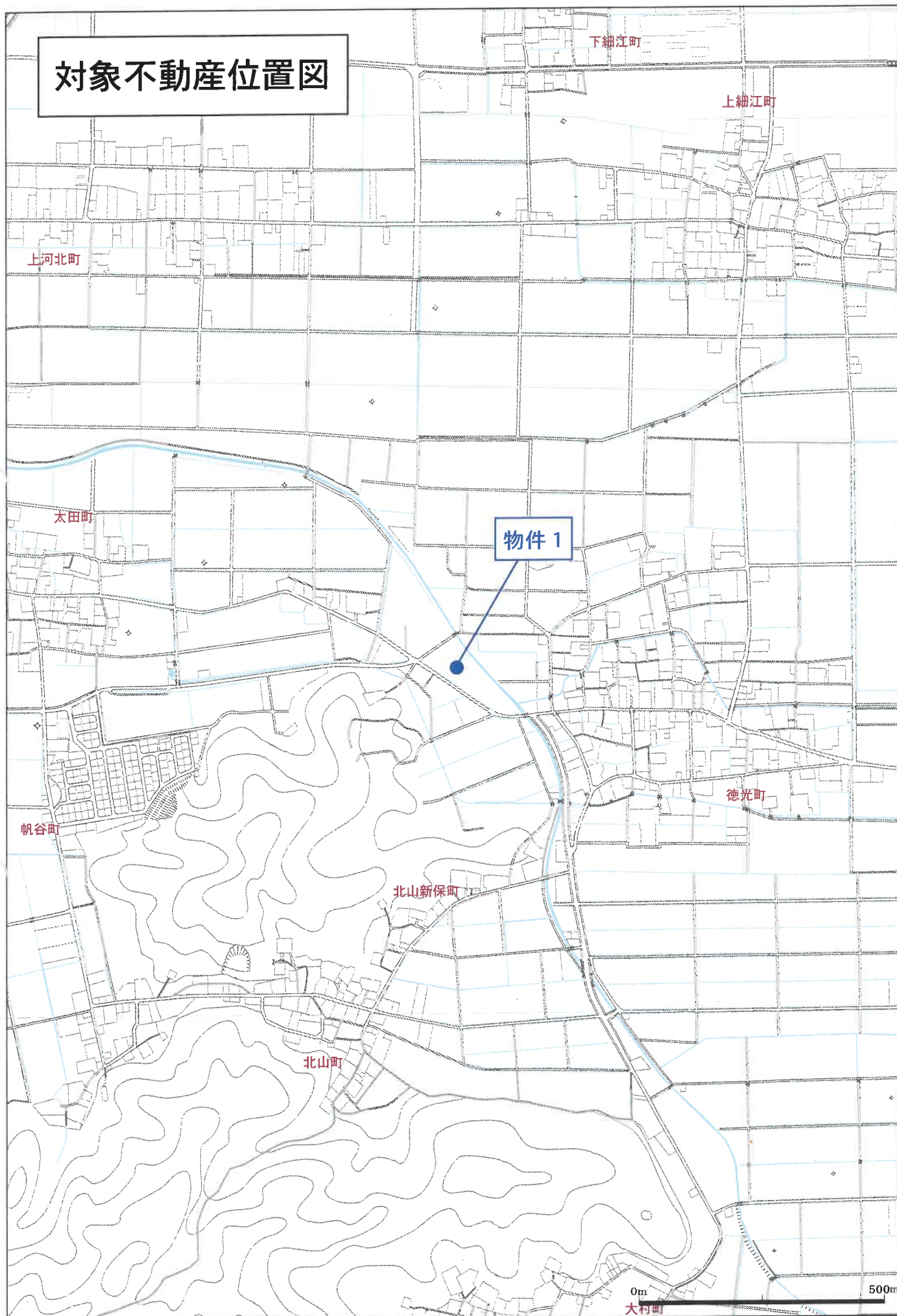
目的物件の位置図

【付記】

本評価書末尾に添付された資料以外の資料については、現況調査報告書に添付されている資料と同一である

以 上

対象不動産位置図



対象不動産位置図

物件 1

0m 100m